

アーツ前橋における借用作品の紛失について

令和2年11月9日
前橋市文化国際課アーツ前橋

このたび発生した本事案につきましては、作品管理を行う美術館として、作品所有者をはじめ作家ご遺族や関係する皆様と、市民、お客様の信頼を失う結果となりましたことに対し、心からお詫びを申し上げます。

今後、作品借用や寄託、保管など作品管理体制の見直し、職員間の情報共有、資質・能力向上など、再発防止と信頼回復に向けて取り組んでまいります。

1 紛失事案の概要

アーツ前橋への収蔵を視野に入れた借用作品調査の過程で、旧前橋市第二中学校パソコン室に保管していた作品紛失が判明したものの。

2 紛失作品

木版画4点、書2点

3 保管場所の状況

旧前橋市立第二中学校 特別教室棟 パソコン室

- ・廃校舎のうち特別教室棟の一部を資料保管場所としてアーツ前橋が借用。
(校舎別棟・常時機械警備中)

4 主な事実経過

平成30年12月17日	作品を借用。保管者自宅（県内）から旧第二中学校のパソコン室（以下：保管場所）へ52作品を搬入（アーツ前橋が実施）
平成31年 3月26日	借用作品調査作業（アーツ前橋が実施） ・この日の確認では保管場所に存在
令和 元年12月 4日	保管場所において、借用作品と既に置いてあった学校備品の境界を明示する作業を実施（アーツ前橋が実施） ・パソコン室の学校備品不用品処分の際に誤って一緒に作品が処分されることを避けるため、床にテープを貼って境界を明確にした
12月20日	保管場所の学校備品不用品を処分（教育委員会が実施）
令和 2年 1月 6日	収蔵美術品専門委員会に諮る作品を保管場所からアーツ前橋に移す作業（保管場所での採寸作業）において、3作品が見当たらないことを確認
1月30日	収蔵美術品専門委員会開催
2月 3日	保管場所を再確認したところ収蔵美術品専門委員会へ諮る予定作品に加えさらに3作品の紛失判明（計6作品紛失）
4月15日	行政管理課を含めた方針会議
5月13日	調査結果を事故報告
7月13日	作品所有者（都内）へ紛失を報告
9月 9日	前橋警察署へ経過相談

5 紛失時期と原因

(1) 平成31年3月26日から令和元年12月4日までの間の作品調査の作業過程で盗難などにより所在不明になったか、12月20日の保管場所整理の際、事前の区分けが不十分だったため、誤って不用品と一緒に処分されたことが考えられるが、現時点で紛失と断定。

(2) 作品を美術品保管に適さない旧第二中学校に保管したこと、学校不用品が混在して部屋へ保管したこと、保管したことを全職員に共有されていなかったこと、定期的な確認作業を行わなかったことなど、複数の原因が重なったもの。

(3) 古美術の市場などをチェックするなど、引き続き調査を継続していく。

6 対応と再発防止策

(1) 今後の対応

作品所有者・保管者に対して最大限の誠意をもって対応していくとともに、収蔵品・借用・寄託品を含めた全作品について改めて再確認作業を行う。

(2) 再発防止策

作品管理の徹底とマネジメント体制の見直しを行う。

①借用作品はアーツ前橋館内に保管する。

(もしくは管理がしっかりした外部の倉庫を借用し保管する)

②アーツ前橋職員全員に対し保管場所・保管方法を周知徹底する。

③作品調査や移動時は複数職員で確認を行う。

④収蔵品・借用・寄託品などの管理や手続きについてマニュアル化し、管理等を徹底する。

○文化国際課アーツ前橋

電話 文化国際課 外線 898-6522

アーツ前橋 外線 230-1144